

公示第3号

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年法律185号）第61条の2の規定により、当支局管内に使用の本拠を有する自動車のうち、令和6年9月に発生した豪雨の被災地（石川県）において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行うものであって、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有し、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年9月21日から同年10月20日までのものは、令和6年10月21日をもって満了するものとする。

令和6年9月26日

北陸信越運輸局長野運輸支局長

